

昭和二十二年法律第八十五号

国会職員法

第一章 総則

第一条 この法律において国会職員とは、次に掲げる者をいう。

- 一 各議院事務局の事務総長、参事、常任委員会専門員及び常任委員会調査員並びに衆議院事務局の調査局長及び調査局調査員
- 二 各議院法制局の法制局長及び参事
- 三 国立国会図書館の館長、副館長、司書、専門調査員、調査員及び参事
- 四 裁判官弾劾裁判所事務局(以下「弾劾裁判所事務局」という。)及び裁判官訴追委員会事務局(以下「訴追委員会事務局」という。)の参事
- 五 前各号に掲げる者を除くほか、各議院事務局、各議院法制局、国立国会図書館、弾劾裁判所事務局及び訴追委員会事務局の職員

第二章 任用

第二条 国会職員は次の各号のいずれかに該当しない者でなければならない。

- 一 懲役又は禁錮の刑に処せられて、その刑の執行を終わらない者又はその刑の執行を受けることのない者
- 二 懲戒処分により官公職を免ぜられ、その身分を失つた日から二年を経過しない者
- 三 前二号のいずれかに該当する者のほか、国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)の規定により官職に就く能力を有しない者

第三条 国会職員の任用は、別に定のあるものを除き、各本属長の定める任用の基準に基いて、これを行う。

第三条の二 国会職員の昇任(国会職員にその国会職員が現に命ぜられている職より上位の職制上の段階に属する職を命ずることをいう。以下同じ。及び転任(国会職員にその国会職員が現に命ぜられている職以外の職を命ずることであつて昇任及び降任(国会職員にその国会職員が現に命ぜられている職より下位の職制上の段階に属する職を命ずることをいう。以下同じ。))に該当しないものをいう。以下同じ。))は、各本属長が、国会職員の人事評価(任用、給与、分限その他の人事管理の基礎とするために、国会職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力及び挙げた業績を把握した上で行われ、勤務成績の評価をいう。以下同じ。))に基づき、命じようとする職の属する職制上の段階の標準

的な職に係る標準職務遂行能力(職制上の段階の標準的な職の職務を遂行する上で発揮することが求められる能力として両議院の議長が協議して定めるものをいう。以下同じ。))及び当該命じようとする職についての適性を有すると認められる者の中から行うものとする。

各本属長は、国会職員を降任させる場合には、当該国会職員の人事評価に基づき、命じようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該命じようとする職についての適性を有すると認められるものとする。

国際機関に派遣されていたこと等の事情により、人事評価が行われていない国会職員の昇任、降任及び転任については、前二項の規定にかかわらず、各本属長が、人事評価以外の能力の実証に基づき、命じようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該命じようとする職についての適性を判断して行うことができる。

前三項の標準的な職は、係員、係長、課長補佐、課長その他の職とし、職制上の段階及び職務の種類に応じ、両議院の議長が協議して定める。

第三条の三 各本属長は、高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者が有する

当該高度の専門的な知識経験又は優れた識見を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事させる場合には、選考により、任期を定めて国会職員を採用することができる。

各本属長は、前項の規定によるほか、専門的な知識経験を有する者を当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させる場合において、両議院の議長が協議して定める場合に該当するときは、当該専門的な知識経験を有する者を当該業務の期間を限って従事させることが公務の能率の運営を確保するために必要であるときは、選考により、任期を定めて国会職員を採用することができる。

前各項の規定は、非常勤の職員の採用については、適用しない。

第四条 国会職員の採用は、国会職員であつた者又はこれに準ずる者のうち、両議院の議長が協議して定める者を採用する場合その他両議院の議長が協議して定める場合を除き、条件付のものとし、国会職員が、その職において六月の期間(六月の期間とすることが適当でない)と認められる国会職員として両議院の議長が協議して定める国会職員にあつては、両議院の議長が協議して定める期間を勤務し、その間その職務を良好な成績で遂行したときに、正式のものとなるものとする。

前項に定めるもののほか、条件付採用に關し必要な事項は、両議院の議長が協議して定める。

第四条の二 各本属長は、年齢六十年に達した日以後にこの法律の規定により退職(各議院事務局の事務総長、議長又は副議長の秘書事務をつかさどる参事及び常任委員会専門員、各議院法制局の法制局長並びに国立国会図書館の館長及び専門調査員並びに臨時の職員、法律により任期を定めて任用される国会職員及び非常勤の職員が退職する場合を除く。)をした者(以下この条及び第二十八条第二項において「年齢六十一年以上退職者」という。)を、両議院の議長が協議して定めるところにより、従前の勤務実績その他の両議院の議長が協議して定める情報に基づき選考により、短時間勤務の職(当該職を占める国会職員の一週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める国会職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この項及び第三項において同じ。)(第二十五条第三項の規定に基づく定め

において一般職の職員の給与に關する法律(昭和二十五年法律第九十五号)別表第十一に規定する指定職俸給表に相当する給料表の適用を受ける国会職員が占める職として両議院の議長が協議して定める職(第四項及び第四章において「指定職」という。)を除く。以下この項及び第三項において同じ。))を採用することができる。

ただし、年齢六十一年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日(短時間勤務の職を占める国会職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合

における第十五条の六第一項に規定する定年退職日)をいう。次項及び第三項において同じ。))を超過した者であるときは、この限りでない。

前項の規定により採用された国会職員(以下この条及び第二十八条第二項において「定年前再任用短時間勤務職員」という。))の任期は、採用の日から定年退職日相当日までとする。

各本属長は、年齢六十一年以上退職者のうちその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日を経過していない者以外の者を当該短時間勤務の職に採用することができず、定年前再任用短時間勤務職員のうち当該定年前再任用短時間勤務職員を昇任し、降任し、又は転任しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日を経過していない定年前再任用短時間勤務職員以外の国会職員を当該短時間勤務の職に昇任し、降任し、又は転任することができない。

各本属長は、定年前再任用短時間勤務職員を、指定職又は指定職以外の常時勤務を要する職に昇任し、降任し、又は転任することができない。

第五条 この章の規定(第一条の規定を除く。)は、各議院事務局の事務総長、議長又は副議長の秘書事務をつかさどる参事及び常任委員会専門員、各議院法制局の法制局長並びに国立国会図書館の館長及び専門調査員については、適用しない。

第三章 人事評価

第六条 国会職員の執務については、各本属長は、定期的に人事評価を行わなければならない。

人事評価の基準及び方法に關する事項その他人事評価に關し必要な事項は、両議院の議長が協議して定める。

第七条 各本属長は、前条第一項の人事評価の結果に応じた措置を講じなければならない。

第八条 この章の規定は、各議院事務局の事務総長、議長又は副議長の秘書事務をつかさどる参事及び常任委員会専門員、各議院法制局の法制局長並びに国立国会図書館の館長及び専門調査員については、適用しない。

第四章 分限及び保障

第九条 国会職員は、この法律で定める事由による場合でなければ、その意に反して、降任され、休職され、又は免職されることはない。

国会職員は、この法律で定める事由又は両議院の議長が協議して定める事由に該当するときは、降給されるものとする。

前項の規定により降給するときは、第十五条の二第三項に規定する他の職への降任等に伴う降給をする場合その他両議院の議長が協議して定める場合を除き、国会職員審査委員会の審査を経なければならない。

第十条 国会職員が第二条各号（第二号を除く。）のいずれかに該当するに至つたときは、当然失職する。

第十一条 国会職員が次の各号のいずれかに該当するときは、両議院の議長が協議して定めるところにより、その意に反して、これを降任し、又は免職することができる。

- 一 人事評価又は勤務の状況を示す事実を照らして、勤務実績が良くないとき。
- 二 身体又は精神の故障により、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- 三 その他その職に必要な適格性を欠くとき。
- 四 廃職となり、又は定員改正により過員を生じたとき。

前項第一号から第三号までの規定により降任し、又は免職するときは、国会職員審査委員会の審査を経なければならない。

第十二条 第十三条第一項第三号により休職を命ぜられ、満期となつたときは、当然退職者とする。

第十三条 国会職員が左の各号の一に該当するときは、その意に反して、これに休職を命ずることができ。

- 一 懲戒のため国会職員審査委員会の審査に付せられたとき
- 二 刑事事件に関し起訴されたとき
- 三 廃職となり又は定員改正により過員を生じたとき
- 四 身体又は精神の故障により長期の休養を要するとき
- 五 事務の都合により必要があるとき

前項第四号及び第五号の規定により休職を命ずるには、国会職員審査委員会の審査を経なければならない。

第一項の休職の期間は、第一号及び第二号の場合においては、その事件が、国会職員審査委員会又は裁判所に繫属とし、第三号及び第五号の場合においては一年とし、第四号の場合においては、三年をこえない範囲内において、休

養を要する程度に及び個々の場合について、休職について権限のある者がこれを定める。

第一項第四号に該当し、三年に満たない期間休職を命ぜられた国会職員が、その期間経過の際、引き続き同号に該当するときは、休職について権限のある者は、その休職を発令した日から引き続き三年をこえない範囲内において、休養を要する程度に及び、当該休職期間を延長しなければならない。

第十四条 休職者は、その身分を有するが、職務に従事しない。

前条第一項第三号乃至第五号の規定により休職を命ぜられた者に対しては、休職期間が満期となるまでは、事務の都合により、何時でも復職を命ずることができ。

前条第一項第四号の規定により休職を命ぜられ同条第三項又は第四項の規定による三年の休職期間が満期となつた者及び同条第一項第五号の規定により休職を命ぜられその休職期間が満期となつた者については、事務の都合により、復職を命じ、又は休職期間を更新することができる。

第十五条 休職及び復職は、任用について権限がある者が、これを行う。

第十五条の二 各本部長は、管理監督職（指定職その他管理又は監督の地位にある国会職員が占める職のうち両議院の議長が協議して定める職（これらの職のうち、その職務と責任に特殊性があること又は欠員の補充が困難であることによりこの条の規定を適用することが著しく不適当と認められる職として両議院の議長が協議して定める職を除く。）をいう。以下この章において同じ。）を占める国会職員でその占める管理監督職に係る管理監督職務上限年齢に達している国会職員について、異動期間（当該管理監督職務上限年齢に達した日の翌日から当該以後における最初の四月一日までの間をいう。以下この章において同じ。）（第十五条の五第一項から第四項までの規定により延長された期間を含む。以下この項において同じ。）に、管理監督職以外の職又は管理監督職務上限年齢が当該国会職員の年齢を超える管理監督職（以下この項及び第三項においてこれらの職を「他の職」という。）への降任又は転任（降給を伴う転任に限る。）をするものとする。ただし、異動期間に、この法律の他の規定により当該国会職員について他の職への昇任、降任若しくは転

任をした場合若しくは他の法律の規定により他の職に任用した場合又は第十五条の七第一項の規定により当該国会職員を管理監督職を占めたまま引き続き勤務させることとした場合は、この限りでない。

前項の管理監督職務上限年齢は、年齢六十歳とする。ただし、次の各号に掲げる管理監督職を占める国会職員の管理監督職務上限年齢は、当該各号に定める年齢とする。

- 一 各議院事務局の事務次長、各議院法制局の法制次長及び国立国会図書館の副館長並びにこれらに準ずる管理監督職のうち両議院の議長が協議して定める管理監督職 年齢六十歳
- 二 前号に掲げる管理監督職のほか、その職務と責任に特殊性があること又は欠員の補充が困難であることにより管理監督職務上限年齢を年齢六十歳とすることが著しく不適当と認められる管理監督職として両議院の議長が協議して定める管理監督職 六十歳を超え六十四歳を超えない範囲内で両議院の議長が協議して定める年齢

第一項本文の規定による他の職への降任又は転任（以下この章において「他の職への降任等」という。）を行うに当たつて各本部長が遵守すべき基準に関する事項その他の他の職への降任等に関し必要な事項は、両議院の議長が協議して定める。

第十五条の三 各本部長は、採用し、昇任し、降任し、又は転任しようとする管理監督職に係る管理監督職務上限年齢に達している者を、その者が当該管理監督職を占めているものとした場合における異動期間の末日の翌日（他の職への降任等をされた国会職員にあつては、当該他の職への降任等をされた日）以後、当該管理監督職に採用し、昇任し、降任し、又は転任することができない。

第十五条の四 前二条の規定は、法律により任期を定めて任用される国会職員には適用しない。

第十五条の五 各本部長は、他の職への降任等をするべき管理監督職を占める国会職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該国会職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して一年を超えない期間内（当該期間内に次条第一項に規定する定年退職日（以下この項及び次項において「定年退職日」という。）がある国会職員にあつては、当

該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第三項において同じ。）で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める国会職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

一 当該国会職員の職務の遂行上の特別の事情を勘案して、当該国会職員への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずると認められる事由として両議院の議長が協議して定める事由

二 当該国会職員の職務の特殊性を勘案して、当該国会職員への降任等により、当該管理監督職の欠員の補充が困難となることにより公務の運営に著しい支障が生ずると認められる事由として両議院の議長が協議して定める事由

各本部長は、前項又はこの項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める国会職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して一年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある国会職員にあつては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第四項において同じ。）で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該国会職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して三年を超えないことができる。

各本部長は、第一項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群（職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職（指定職を除く。以下この項及び次項において同じ。）であつて、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として両議院の議長が協議して定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。）に属する管理監督職を占める国会職員について、当該国会職員への降任等により、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の欠員の補充が困難となることにより公務の運営に著しい支障が生ずると認められる事由として両議院の議長が協議して定める事由があるとき、当該国会職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して一

年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている国会職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該国会職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。

各本属長は、第一項若しくは第二項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める国会職員について前項に規定する事由があると認めるとき（第二項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができることを除く。）又は前項若しくはこの項の規定により異動期間（前二項又はこの項の規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める国会職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して一年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。

前各項に定めるもののほか、これらの規定による異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）の延長及び当該延長に係る国会職員の降任又は転任に関し必要な事項は、両議院の議長が協議して定める。

第十五条の六 国会職員は、定年に達したときは、定年に達した日以後における最初の三月三十一日又は各本属長があらかじめ指定する日のいずれか早い日（次条第一項及び第二項ただし書において「定年退職日」という。）に退職する。

前項の定年は、年齢六十五年とする。ただし、その職務と責任に特殊性があること又は欠員の補充が困難であることにより定年を年齢六十五年とすることが著しく不適当と認められる職を占める国会職員として両議院の議長が協議して定める国会職員の定年は、六十五年を超えて七十年を超えない範囲内で両議院の議長が協議して定める年齢とする。

前二項の規定は、法律により任期を定めて任用される国会職員及び非常勤の職員には適用しない。

第十五条の七 各本属長は、定年に達した国会職員が前条第一項の規定により退職すべきこととなる場合において、次に掲げる事由があると認めるときは、同項の規定にかかわらず、当該国会職員に係る定年退職日の翌日から起算して一

年を超えない範囲内で期限を定め、当該国会職員を当該定年退職日において従事している職務に従事させるため、引き続き勤務させることができる。ただし、第十五条の五第一項から第四項までの規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長した国会職員であつて、定年退職日において管理監督職を占めている国会職員については、同条第一項又は第二項の規定により当該定年退職日まで当該異動期間を延長した場合に限るものとし、当該期限は、当該国会職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して三年を超えないことではない。

一 前条第一項の規定により退職すべきこととなる国会職員の職務の遂行上の特別の事情を勘案して、当該国会職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずると認められる事由として両議院の議長が協議して定める事由

二 前条第一項の規定により退職すべきこととなる国会職員の職務の特殊性を勘案して、当該国会職員の退職により、当該国会職員が占める職の欠員の補充が困難となることにより公務の運営に著しい支障が生ずると認められる事由として両議院の議長が協議して定める事由

各本属長は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、これらの期限の翌日から起算して一年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該国会職員に係る定年退職日（同項ただし書に規定する国会職員にあつては、当該国会職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日）の翌日から起算して三年を超えないことではない。

前二項に定めるもののほか、これらの規定による勤務に関し必要な事項は、両議院の議長が協議して定める。

第十五条の八 国会職員で、その意に反して、降給（他の職への降任等に伴う降給を除く。）、降任（他の職への降任等に該当する降任を除く。）、休職若しくは免職をされ、その他著しく不利益な処分若しくは取扱いを受け、又は懲戒処分を受けたものの苦情の処理に関しては、衆議院の事務局及び法制局並びに訴追委員会事務局の職員及び法制局長が衆議院の議院運営委員会に諮つて定め、参議院の事務局及び法制

局並びに弾劾裁判所事務局の職員については参議院議長が参議院の議院運営委員会に諮つて定め、国立国会図書館の職員については国立国会図書館の館長が両議院の議院運営委員会の承認を経て定めるところによる。

第十六条 この章の規定（第十条の規定を除く。）は、各議院事務局の事務総長、議長又は副議長の秘書事務をつかさどる参事及び常任委員会専門員、各議院法制局の法制局長並びに国立国会図書館の館長及び専門調査員には適用しない。この章の規定（第十条の規定を除く。）は、臨時の職員に限っては適用しない。

第十九条 第十一条から第十五条まで及び前条の規定は、条件付採用期間中の職員の分限には適用しない。

臨時の職員及び条件付採用期間中の職員の分限については、両議院の議長が協議して必要な事項を定めることができる。

第五章 服務等

第十七条 国会職員は、国会の事務に従事するに当たり、公正不偏、誠実にその職務を尽し、以て国民全体に奉仕することを本分とする。

第十八条 国会職員は、その職務を行うについては、上司の命令に従わねばならない。但し、その命令について意見を述べることができない。

第十八条の二 国会職員は、組合又はその連合体（以下本条中「組合」という。）を結成し、若しくは結成せず、又はこれらに加入し、若しくは加入しないことができる。国会職員は、これらの組織を通じて、代表者を自ら選んでこれを指名し、勤務条件に関し、及びその他社交的厚生の活動を含む適法な目的のため、当局と交渉することができる。但し、この交渉は、当局と団体協約を締結する権利を含まないものとする。

すべて国会職員は、国会職員の組合に属していないという理由で、不満を表明し、又は意見を申し出る自由を否定されるはならない。

国会職員は、前項の組合について、その構成員であること、これを結成しようとしたこと若しくはこれに加入しようとしたこと又はその組合における正当な行為をしたことのために不利益な取扱を受けない。

国会職員は、同盟罷業、怠業その他の争議行為をし、又は国会の活動能力を低下させる怠業的行為をしてはならない。又、このような違法な行為を企て、又はその遂行を共謀し、そのおかし、若しくはあおつてはならない。

国会職員が同盟罷業その他前項の規定に違反する行為をした者は、その行為の開始とともに、当局に対し、法令に基いて保有する任命上又は雇用上の権利を以て、対抗することができる。

国会職員が当局と交渉する場合の手続その他組合に関し必要な事項は、両議院の議長が協議してこれを定める。

第十九条 国会職員は、本属長の許可がなければ、職務上知り得た秘密を漏らすことはできない。その職を離れた後でも同様である。

第二十条 国会職員は、職務の内外を問わず、その信用を失うような行為があつてはならない。

第二十条の二 国会職員は、政党又は政治的目的のために、寄附金その他の利益を求め、若しくは受領し、又は何らの方法を以てするを問わず、これらの行為に関与し、あるいは選挙権の行使を除く外、両議院の議長が両議院の議院運営委員会の合同審査会に諮つて定める政治的行為をしてはならない。

国会職員は、公選による公職の候補者となり、又は公選による公職と兼ねることができない。

国会職員は、政党その他の政治的団体の役員、政治的顧問その他これらと同様な役割をもつ構成員となることではない。

第二十一条 国会職員は、営利を目的とする事業団体の役員又は職員その他の使用人となり、又は営利を目的とする事業に従事することができない。

本属長は、その所属国会職員が、営利を目的としない事業団体の役員若しくは職員となり、又は営利を目的としない事業に従事することが、国会職員の職務遂行に支障があると認める場合においては、これを禁ずることができる。

第二十二条 国会職員は、本属長の許可を受けなければ、本職の外に、給料を得て他の事務を行うことはできない。

第二十三条 国会職員は、本属長の許可を受けなければ、濫りに職務を離れることはできない。

第二十四条 国会職員は、本属長がこれを定める。上必要な事項は、本属長がこれを定める。

第二十四条の二 国会職員の勤務時間、休日及び休暇に関する事項については、両議院の議長が、両議院の議院運営委員会の合同審査会に諮つてこれを定める。

第二十四条の三 本章の規定は、各議院事務局の事務総長、議長又は副議長の秘書事務を掌る参



各本属長は、前項の規定によりその所属国会職員を派遣する場合には、当該国会職員の同意を得なければならない。

第四十二条 前条第一項の規定により派遣された国会職員（以下「派遣国会職員」という。）は、その派遣の期間中、国会職員としての身分を保有するが、職務に従事しない。

第四十三条 派遣国会職員に関する給与、旅費、災害補償、退職又は死亡の場合における年金及び一時金、退職手当等並びに派遣国会職員の職務への復帰及び復帰時における処遇については、国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律（昭和四十五年法律第百十七号）第三条に規定する派遣職員の例による。

第四十四条 前三条の規定の実施に関し必要な事項は、両議院の議長が協議して定める。

第十章 補則

第四十五条 労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）、労働関係調整法（昭和二十二年法律第二十五号）、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）、最低賃金法（昭和三十四年法律第三十七号）、じん肺法（昭和三十五年法律第三十号）及び労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）並びにこれらに基く命令は、国会職員については、これを適用しない。

国会職員に関しては、この法律で定められた事項及びこの法律に基き両議院の議長若しくは本属長が定めた事項又は国会職員の勤務条件について他の法律（これに基く命令を含む。）で定めた事項に矛盾しない範囲内において、労働基準法及び労働安全衛生法並びにこれらに基く命令の規定を準用する。但し、労働基準監督機関の職権に関する規定は、これを準用しない。

前項の規定の適用に関し必要な事項は、両議院の議長が協議してこれを定める。

附則

1 この法律は、国会法施行の日から、これを施行する。

2 令和五年四月一日から令和十三年三月三十一日までの間における第十五条の六第二項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、同項中「六十五年」とあるのはそれぞれ同表の中欄に掲げる字句と、同項ただし書中「七十年」とあるのはそれぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

令和五年四月一日から令和七年三月三十一日まで	令和七年四月一日から令和九年三月三十一日まで	令和九年四月一日から令和十一年三月三十一日まで	令和十一年四月一日から令和十三年三月三十一日まで	令和十三年四月一日から令和十五年三月三十一日まで	令和十五年四月一日から令和十七年三月三十一日まで	令和十七年四月一日から令和十九年三月三十一日まで	令和十九年四月一日から令和二十一年三月三十一日まで	令和二十一年四月一日から令和二十三年三月三十一日まで	令和二十三年四月一日から令和二十五年三月三十一日まで	令和二十五年四月一日から令和二十七年三月三十一日まで	令和二十七年四月一日から令和二十九年三月三十一日まで	令和二十九年四月一日から令和三十一年三月三十一日まで	令和三十一年四月一日から令和三十三年三月三十一日まで
六十六年	六十七年	六十八年	六十九年	七十年	七十一年	七十二年	七十三年	七十四年	七十五年	七十六年	七十七年	七十八年	七十九年
六十六年	六十七年	六十八年	六十九年	七十年	七十一年	七十二年	七十三年	七十四年	七十五年	七十六年	七十七年	七十八年	七十九年
六十六年	六十七年	六十八年	六十九年	七十年	七十一年	七十二年	七十三年	七十四年	七十五年	七十六年	七十七年	七十八年	七十九年

3 令和五年四月一日から令和十三年三月三十一日までの間における国会職員法及び国家公務員退職手当法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十二号）以下「令和三年国会職員法等改正法」という。）第一条の規定による改正前の第十五条の二第二項第一号に掲げる国会職員に相当する国会職員として両議院の議長が協議して定める国会職員については、前項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、同条第二項ただし書中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

4 令和五年四月一日から令和十三年三月三十一日までの間における令和三年国会職員法等改正法第一条の規定による改正前の第十五条の二第二項第二号に掲げる国会職員に相当する国会職員として両議院の議長が協議して定める国会職員に対する第十五条の六第二項の規定の適用については、附則第二項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、同条第二項中「六十五年」とあるのはそれぞれ同表の中欄に掲げる字句と、同項ただし書中「七十年」とあるのはそれぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

5 令和五年四月一日から令和七年三月三十一日までの間における令和三年国会職員法等改正法第一条の規定による改正前の第十五条の二第二項第三号に掲げる国会職員に相当する国会職員として両議院の議長が協議して定める国会職員に對する第十五条の六第二項の規定の適用については、附則第二項の規定にかかわらず、同条第二項中、「年齢六十五年」とあるのは、「六十年を超え六十五年を超えない範囲内で両議院の議長が協議して定める年齢」と、同項ただし書中「六十五年を超えない範囲内で両議院の議長が協議して定める年齢」とあるのは「年齢六十六年」とする。

6 令和七年四月一日から令和十三年三月三十一日までの間における前項に規定する国会職員に對する第十五条の六第二項の規定の適用については、附則第二項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、同条第二項中、「年齢六十五年」とあるのはそれぞれ同表の中欄に掲げる字句と、同項ただし書中「七十年」とあるのはそれぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

7 各本属長は、当分の間、国会職員（各議院事務局の事務総長、議長又は副議長の秘書事務をつかさどる参事及び常任委員会専門員、各議院法制局の法制局長並びに国立国会図書館の館長及び専門調査員並びに臨時の職員、法律により任期を定めて任用される国会職員及び非常勤の職員並びに令和三年国会職員法等改正法第一条の規定による改正前の第十五条の二第二項第一号に掲げる国会職員に相当する国会職員として両議院の議長が協議して定める国会職員及び同項第三号に掲げる国会職員に相当する国会職員のうち両議院の議長が協議して定める国会職員その他両議院の議長が協議して定める国会職員を除く。以下この項において同じ。）が年齢六十年（同条第二項第二号に掲げる国会職員に相当する国会職員として両議院の議長が協議して定める国会職員にあつては同号に定める年齢とし、同項第三号に掲げる国会職員に相当する国会職員のうち両議院の議長が協議して定める国会職員にあつては同号に定める年齢とする。以下この項において同じ。）に達する日の属する年度の前年度（当該前年度に国会職員でなかつた者その他の当該前年度においてこの項の規定による情報の提供及び意思の確認を行うことができない国会職員として両議院の議長が協議して定める国会職員にあつては、両議院の議長が協議して定める期間）において、当該国会職員に對し、両議院の議長が協議して定めるところにより、当該国会職員が年齢六十年に達する日以後に適用される任用、給与及び退職手当に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとする。同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

8 令和三年国会職員法等改正法による定年の引上げに伴う第二十五条第三項の規定に基づく定めにおいて定める給与に関する特例措置により降給をする場合における第九條第二項及び第三項並びに第十五條の八の規定の適用については、第九條第三項中「又は」とあるのは、「第二十五条第三項の規定に基づく定めにおいて定める事由又は」と、同条第三項中「する場合」とあるのは「する場合、国会職員法及び国家公務員退職手当法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十二号）による定年の引上げに伴う第二十五条第三項の規定に基づく定めにおいて定める給与に関する特例措置（第十五條の八において「定年の引上げに伴う給与に関する特例措置」という。）による降給をする場合」と、第十五條の八中「伴う降給」とあるのは「伴う降給及び定年の引上げに伴う給与に関する特例措置による降給」とする。

附則 (昭和二十三年七月五日法律第九一  
号) この法律は、公布の日から、これを施行す  
る。

附則 (昭和二十七年七月三〇日法律第二  
四六号) 附則 (昭和二十七年七月三〇日法律第二  
四六号) 附則 (昭和二十七年七月三〇日法律第二  
四六号)

1 この法律は、公布の日から施行し、第一条中  
国会職員法第二十六條の改正規定は、昭和二十  
七年一月一日から適用する。

2 この法律施行の際現に国会に勤務する職員  
で、従前の国会職員法第一条に規定する国会職  
員以外の者は、同一の勤務条件をもって改正後  
の同法第一条第五号に掲げる各相当の国会職員  
となるものとする。

3 改正後の国会職員法第十三條第四項の規定  
は、この法律施行の際現に休職を命ぜられてい  
る国会職員に対しても適用する。

附則 (昭和二十八年八月二日法律第一  
九八号) この法律は、公布の日から施行する。

附則 (昭和三十一年一月二八日法律第三  
号) 抄 1 この法律は、第二十二回国会の召集の日から  
施行する。

附則 (昭和三十三年四月一日法律第四三  
号) この法律は、公布の日から施行する。

附則 (昭和三十四年三月三十一日法律第七  
号) 抄 1 この法律は、昭和三十四年四月一日から施行  
する。

3 この法律の施行の際現に改正前の国会職員法  
第一条第五号の職員である者は、別に辞令を発  
せられないときは、同一の勤務条件をもって、  
改正後の同法第一条第五号の相当の職員となる  
ものとする。

附則 (昭和三十四年四月一五五法律第一  
三七号) 抄 (施行期日)  
第一条 この法律の施行期日は、公布の日から起  
算して九十日をこえない範囲内において、各規  
定につき、政令で定める。

附則 (昭和三十五年三月三十一日法律第三  
〇号) 抄 (施行期日)  
第一条 この法律は、昭和三十五年四月一日から  
施行する。

附則 (昭和三十八年二月二日法律第一  
一八〇号) 抄 この法律は、昭和三十九年一月一日から施行  
する。

附則 (昭和三十九年六月二九日法律第一  
一八号) 抄 附則 (昭和三十九年六月二九日法律第一  
一八号) 抄 附則 (昭和三十九年六月二九日法律第一  
一八号) 抄

1 この法律は、公布の日から起算して三十日を  
経過した日から施行する。

2 この法律の施行の際現に国会職員法第十三條  
の規定により休職にされ、前項の規定による改  
正後の同法第四十一條第一項各号に掲げる機関  
(以下「国際機関等」という。)の業務に従事し  
ている国会職員及び施行日前に国会職員法第十  
三條の規定により休職にされ、国際機関等の業  
務に従事していた期間を有する国会職員のうち、  
引き続き施行日において国会職員として在  
職しているものの処遇等については、附則第二  
項及び附則第三項の規定の例による。

附則 (昭和四十七年六月八日法律第五七  
号) 抄 (施行期日)  
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月  
をこえない範囲内において政令で定める日から  
施行する。

附則 (昭和四十八年九月六日法律第七七  
号) 抄 1 この法律は、労働者災害補償保険法の一部を  
改正する法律 (昭和四十八年法律第八十五号)  
の施行の日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の国会職員法第二  
十六條の二の規定及び第二条の規定による改正  
後の国会議員の秘書の給料等に関する法律第五  
條の三の規定は、この法律の施行の日以後に発  
生した事故に起因する通勤による災害について  
適用する。

附則 (昭和五十九年五月二五五法律第四  
〇号) 抄 (施行期日)  
1 この法律は、昭和六十年三月三十一日から施  
行する。  
(経過措置)

2 この法律の施行の日 (以下「施行日」とい  
う。)の前日までにこの法律による改正後の国  
会職員法 (以下「新法」という。)第十五條の  
第二項に規定する定年 (次項の規定の適用を  
受ける国会職員にあつては、同項の両議院の議  
長が協議して定める年齢) に達している国会職  
員 (新法第十六條に規定する国会職員を除く。  
以下同じ。)は、施行日に退職する。

3 この法律の施行の際現に在職する国会職員に  
ついては、新法第十五條の二第二項の規定の適用  
については、昭和七十年三月三十日までの間  
は、同項中「年齢六十年」とあり、「六十年」  
とあるのは、「両議院の議長が協議して定める  
年齢」とする。

4 前項の両議院の議長が協議して定める年齢  
(以下「暫定年齢」という。)は、六十五年を超  
えることができない。  
5 暫定年齢は、施行日前における国会職員の退  
職年齢を考慮し、昭和七十年三月三十日には六  
十年になるよう通減して定めるものとする。  
6 両議院の議長は、暫定年齢の決定を各本属長  
に委任することができる。  
7 新法第十五條の三の規定は、附則第二項の規  
定により国会職員が退職すべきこととなる場合  
について準用する。この場合において、新法第  
十五條の三第一項中「同項」とあるのは、「国会  
職員法の一部を改正する法律 (昭和五十九年法  
律第四十号。以下「昭和五十九年法律第四十  
号」という。) 附則第二項」と、同条中「その  
国会職員に係る定年退職日」とあるのは、「昭和  
五十九年法律第四十号の施行の日」と読み替え  
るものとする。

8 新法第十五條の四の規定は、附則第二項の規  
定により国会職員が退職した場合又は前項にお  
いて準用する新法第十五條の三の規定により国  
会職員が勤務した後退職した場合について準用  
する。この場合において、新法第十五條の四第  
三項中「その者に係る定年退職日」とあるの  
は、「その者が昭和五十九年法律第四十号附則  
第三項の両議院の議長が協議して定める年齢  
(退職した時に第十五條の二第二項各号に掲  
げる国会職員であつた者にあつては、当該各号に  
定める年齢) に達した日」と読み替えるものと  
する。

附則 (平成六年七月一日法律第八一  
号) 抄 1 この法律は、一般職の職員の勤務時間、休暇  
等に関する法律 (平成六年法律第三十三号) の  
施行の日から施行する。

附則 (平成九年二月一九日法律第一  
二六号) 抄 (施行期日)  
第一条 この法律は、次の常会の召集の日から施  
行する。

附則 (平成二十二年四月七日法律第三一  
号) 抄 1 この法律は、平成二十二年一月一日から施行す  
る。

附則 (平成二十一年七月三〇日法律第一  
一三号) (施行期日)  
第一条 この法律は、平成二十三年四月一日から施  
行する。ただし、第一条中国会職員法第二十八  
條の改正規定 (同条第二項後段に係る部分を除  
く。)及び附則第四條第一項の規定については、  
国家公務員法等の一部を改正する法律 (平成十  
一年法律第八十三号) 附則第一条第二号に掲  
げる規定の施行の日から施行する。  
(旧法再任用職員に関する経過措置)

第二条 この法律の施行の日 (以下「施行日」と  
いう。)前に第一条の規定による改正前の国会  
職員法第十五條の四第一項の規定により採用さ  
れ、同項の任期又は同条第二項の規定により更  
新された任期の末日が施行日以後である国会職  
員に係る任用 (任期の更新を除く。)及び退職  
手当については、なお従前の例による。  
(任期の末日に関する特例)

第三条 次の表の上欄に掲げる期間における第一  
條の規定による改正後の国会職員法 (以下「新  
国会職員法」という。)第十五條の四第三項  
(新国会職員法第十五條の五第二項において準  
用する場合を含む。)の規定の適用については、  
新国会職員法第十五條の四第三項中「六十五  
年」とあるのは、同表の上欄に掲げる区分に  
応じそれぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

平成二十三年四月一日から平成二十六年三月六十一 三十一日まで	年
平成二十六年四月一日から平成二十九年三月六十二 三十一日まで	年
平成二十九年四月一日から平成三十二年三月六十三 三十一日まで	年
平成三十二年四月一日から平成三十五年三月六十四 三十一日まで	年

第四条 (懲戒処分に関する経過措置)  
新国会職員法第二十八條第二項前段の規  
定は、同項前段に規定する退職が附則第一条た

だし書に規定する日以後である国会職員について適用する。この場合において、同日前に同項前段に規定する先の退職がある国会職員については、当該先の退職の前の国会職員としての在職期間は、同項前段に規定する要請に応じた退職前の在職期間には含まれないものとする。

2 新国会職員法第二十八条第二項後段の規定は、同項後段の定年退職者等となった日が施行日以後である国会職員について適用する。この場合において、附則第一条ただし書に規定する日以前に同項前段に規定する退職又は先の退職がある国会職員については、同日前のこれらの退職の前の国会職員としての在職期間は、同項後段の定年退職者等となった日までの引き続く国会職員としての在職期間には含まれないものとする。

附則（平成二十一年二月八日法律第一五一号）抄  
（施行期日）  
第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。

（経過措置）  
第三条 民法の一部を改正する法律（平成十一年法律第四百九十九号）附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者及びその保佐人に関するこの法律による改正規定の適用については、次に掲げる改正規定を除き、なお従前の例による。

1 この法律は、平成十四年四月一日から施行する。  
附則（平成一七年四月一三法律第二八号）抄  
（施行期日）  
第一条 この法律は、公布の日から施行する。

1 この法律は、国家公務員の留学費用の償還に関する法律の施行の日から施行する。  
2 この法律による改正後の国会職員法第二十七条の三の規定は、この法律の施行後に留学を命ぜられた国会職員について適用する。

附則（平成一九年五月一六日法律第四一号）  
この法律は、平成二十年四月一日から施行する。

附則（平成一九年五月二五日法律第五八号）抄  
（施行期日）  
第一条 この法律は、平成二十年十月一日から施行する。

（罰則に関する経過措置）  
第八条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。  
（政令への委任）  
第九条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成二二年二月三日法律第六〇号）  
（施行期日）  
第一条 この法律は、平成二十三年四月一日から施行する。

（経過措置）  
第二条 この法律の施行の日から起算して三年間、この法律による改正後の国会職員法第三条の二第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項中「評価をいう。以下同じ。」とあるのは「評価をいう。以下同じ。」又はその他の能力の実証」と、同条第二項中「人事評価」とあるのは「人事評価又はその他の能力の実証」とする。

附則（平成二三年一〇月七日法律第一二二号）抄  
（施行期日）  
第一条 この法律は、国会法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第一百一十号）の施行の日から施行する。

附則（平成二六年六月二七日法律第八六号）抄  
（施行期日）  
1 この法律は、特定秘密の保護に関する法律（平成二十五年法律第八八号）の施行の日から施行する。ただし、第三条及び次項の規定は、公布の日から施行する。  
（検討）  
3 この法律の施行後、我が国が国際社会の中で我が国及び国民の安全を確保するために必要な海外の情報を収集することを目的とする行政機関が設置される場合には、国会における当該行政機関の監視の在り方について検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

4 情報監視審査会における調査スタッフの能力の向上、効果的な調査手法の開発その他情報監視審査会の調査機能の充実強化のための方策については、国会において、常に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

5 政府は、この法律の施行後速やかに、行政機関が保有する特定秘密以外の公表しないこととされている情報の取扱いの適正を確保するための仕組みを整備するものとし、当該情報の提供を受ける国会における手続及びその保護に関する方策については、国会において、検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附則（令和元年六月一四日法律第三七号）抄  
（施行期日）  
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第四十条、第五十九条、第六十一条、第七十五条（児童福祉法第三十四条の二十の改正規定に限る。）、第八十五条、第二百二条、第七七条（民間あつせん機関による養子縁組のあつせんに係る児童の保護等に関する法律第二十六条の改正規定に限る。）、第百一十一条、第百四十三条、第百四十九条、第百五十一条、第百五十四条（不動産の鑑定評価に関する法律第二十五条第六号の改正規定に限る。）及び第百六十八条並びに次条並びに附則第三条及び第六条の規定 公布の日  
（行政庁の行為等に関する経過措置）  
第二条 この法律（前条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条及び次条において同じ。）の施行の日前に、この法律による改正前の法律又はこれに基づく命令の規定（欠格条項その他の権利の制限に係る措置を定めるものに限る。）に基づき行われた行政庁の処分その他行為及び当該規定により生じた失職の効力については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）  
第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（検討）  
第七条 政府は、会社法（平成十七年法律第八十号）及び一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）における法人の役員資格を成年被後見人又は被保佐人であることを理由に制限する旨の規定について、この法律の公布後一年以内を目途として検討を加え、その結果に基づき、当該規定の削除その他の必要な法制上の措置を講ずるものとする。

附則（令和三年六月一日法律第六二七号）抄  
（施行期日）  
第一条 この法律は、令和五年四月一日から施行する。ただし、次条及び附則第八条の規定は、公布の日から施行する。

（実施のための準備等）  
第二条 第一条の規定による改正後の国会職員法（以下「新国会職員法」という。）の規定による国会職員（国会職員法第一条に規定する国会職員（各議院事務局の事務総長、議長又は副議長の秘書事務をつかさどる参事及び常任委員会専門員、各議院法制局の法制局長並びに国立国会図書館の館長及び専門調査員を除く。）をいう。以下同じ。）の任用、分限その他の人事行政に関する制度の円滑な実施を確保するため、各本属長は、長期的な人事管理の計画的推進その他必要な準備を行うものとする。

2 各本属長は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間に、施行日から令和六年三月三十一日までの間に年齢六十年に達する国会職員（当該国会職員が占める職に係る第一条の規定による改正前の国会職員法（以下「旧国会職員法」という。）第十五条の二第二項に規定する定年が年齢六十歳である国会職員に限る。）に対し、新国会職員法附則第七項の規定の例により、当該国会職員が年齢六十年に達する日以後に適用される任用、給与及び退職手当に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとする。同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

（経過措置）  
第三条 新国会職員法第四条の二の規定は、施行日以後に退職をした同条第一項に規定する年齢六十歳以上退職者（次項において「年齢六十歳以上退職者」という。）について適用する。

2 各本属長は、基準日（令和七年四月一日、令和九年四月一日、令和十一年四月一日及び令和十三年四月一日をいう。以下この項において同

じ。)から基準日の翌年の三月三十一日までの間、基準日における新国会職員法定年相当年齢(新国会職員法第四条の二第一項に規定する短時間勤務の職であつて同項に規定する指定職(次条第一項及び附則第六条第三項において「指定職」という。)以外のもの(附則第六条第二項を除き、以下この項及び附則第五條から第七條までにおいて「短時間勤務の職」という。))を占める国会職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新国会職員法第十五条の六第二項に規定する定年をいう。以下この項及び附則第五條第二項において同じ。)

が基準日の前日までの新国会職員法定年相当年齢を超える短時間勤務の職(基準日における新国会職員法定年相当年齢が新国会職員法第十五条の六第二項本文に規定する定年である短時間勤務の職に限る。)及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職その他の両議院の議長が協議して定める短時間勤務の職(以下この項において「新国会職員法原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。)に、基準日の前日までに年齢六十一年以上退職者となつた者(基準日前から新国会職員法第十五条の七第一項又は第二項の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者を含む。)のうち基準日の前日において同日における当該新国会職員法原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新国会職員法定年相当年齢に達している者(当該両議院の議長が協議して定める短時間勤務の職)を、新国会職員法第四条の二第一項の規定により採用することができず、新国会職員法原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、同条第二項に規定する定年前再任用短時間勤務職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)のうち基準日の前日において同日における当該新国会職員法原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新国会職員法定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員(当該両議院の議長が協議して定める短時間勤務の職にあつては、両議院の議長が協議して定める定年前再任用短時間勤務職員)を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

項後段の規定を適用する場合には、同項後段に規定する引き続き国会職員としての在職期間には、同日前の当該退職又は先の退職の前の国会職員としての在職期間を含まないものとする。

4 暫定再任用職員(次条第一項若しくは第二項又は附則第五條第一項若しくは第二項の規定により採用された国会職員をいう。附則第六條及び第七條において同じ。)として在職していた期間がある定年前再任用短時間勤務職員に対する新国会職員法第二十八條第二項後段の規定の適用については、同項後段中「又は」とあるのは、「又は国会職員法及び国家公務員退職手当法の一部を改正する法律(令和三年法律第六十二号)附則第四條第一項若しくは第二項若しくは第五條第一項若しくは第二項の規定によりかつて採用されて同法附則第三條第四項に規定する暫定再任用職員として在職していた期間若しくは」とする。

5 施行日前に旧国会職員法第十五條の三第一項又は第二項の規定により勤務することとされ、かつ、旧国会職員法勤務延長期限(同条第一項の期限又は同条第二項の規定により延長された期限)をいう。以下この項及び次条において同じ。)

が施行日以後に到来する国会職員(次項において「旧国会職員法勤務延長職員」という。)に係る当該旧国会職員法勤務延長期限までの間における同条第一項又は第二項の規定による勤務については、新国会職員法第十五條の七の規定にかかわらず、なお従前の例による。

6 各本属長は、旧国会職員法勤務延長職員について、旧国会職員法勤務延長期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、新国会職員法第十五條の七第一項各号に掲げる事由があると認めるときは、これらの期限の翌日から起算して一年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該旧国会職員法勤務延長職員に係る旧国会職員法第十五條の二第一項に規定する定年退職日の翌日から起算して三年を超えることができない。

7 新国会職員法第十五條の二第一項の規定は、施行日において第五項の規定により同条第一項に規定する管理監督職を占めたまま引き続き勤務している国会職員には適用しない。

8 各本属長は、基準日(施行日、令和七年四月一日、令和九年四月一日、令和十一年四月一日及び令和十三年四月一日をいう。以下この項に

において同じ。)から基準日の翌年の三月三十一日までの間、基準日における新国会職員法定年(新国会職員法第十五條の六第二項に規定する定年をいう。以下この項及び次条第二項において同じ。))が基準日の前日における新国会職員法定年(基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧国会職員法第十五條の二第二項に規定する定年)を超える職(基準日における新国会職員法定年が新国会職員法第十五條の六第二項本文に規定する定年である職に限る。)及びこれに相当する基準日以後に設置された職その他の両議院の議長が協議して定める職に、基準日から基準日の翌年の三月三十一日までの間に新国会職員法第十五條の七第一項若しくは第二項の規定又は第五項若しくは第六項の規定により勤務している国会職員のうち、基準日の前日において同日における当該職に係る新国会職員法定年(基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧国会職員法第十五條の二第二項に規定する定年)に達している国会職員(当該両議院の議長が協議して定める職)にあつては、両議院の議長が協議して定める職を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

9 第五項から前項までに定めるもののほか、第五項又は第六項の規定による勤務に関し必要な事項は、両議院の議長が協議して定める。

第四條 各本属長は、次に掲げる者のうち、年齢六十五年に達する日以後における最初の三月三十一日(以下この条及び次条において「年齢六十五年到達年度の末日」という。)までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職(指定職を除く。以下この項及び次項並びに附則第六條第四項において同じ。)に係る旧国会職員法第十五條の二第二項に規定する定年(施行日以後に設置された職その他の両議院の議長が協議して定める職)にあつては、両議院の議長が協議して定める年齢に達している者、両議院の議長が協議して定めるところにより、従前の勤務実績その他の両議院の議長が協議して定める情報に基づく選挙により、一年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

一 施行日前に旧国会職員法第十五條の二第一項の規定により退職した者

二 旧国会職員法第十五條の三第一項若しくは第二項又は前条第五項若しくは第六項の規定により勤務した後退職した者

三 施行日前に旧国会職員法の規定により退職した者(前二号に掲げる者を除く。)のうち、勤続期間その他の事情を考慮して前二号に掲げる者に準ずる者として両議院の議長が協議して定める者

2 令和十四年三月三十一日までの間、各本属長は、次に掲げる者のうち、年齢六十五年到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新国会職員法定年に達している者を、両議院の議長が協議して定めるところにより、従前の勤務実績その他の両議院の議長が協議して定める情報に基づく選挙により、一年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

一 施行日以後に新国会職員法第十五條の六第一項の規定により退職した者

二 施行日以後に新国会職員法第十五條の七第一項又は第二項の規定により勤務した後退職した者

三 施行日以後に新国会職員法第四條の二第一項の規定により採用された者のうち、同条第二項に規定する任期が満了したことにより退職した者

四 施行日以後に新国会職員法の規定により退職した者(前三号に掲げる者を除く。)のうち、勤続期間その他の事情を考慮して前三号に掲げる者に準ずる者として両議院の議長が協議して定める者

3 前二項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、両議院の議長が協議して定めるところにより、一年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前二項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の年齢六十五年到達年度の末日以前でなければならぬ。

第五條 各本属長は、新国会職員法第四條の二第三項の規定にかかわらず、前条第一項各号に掲げる者のうち、年齢六十五年到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る旧国会職員法定年相当年齢(短時間勤務の職を占める国会職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における旧国会職員法第十五條の二第二項に規定する定年(施行日以後に設置された職その他の両議院の議長が協議して定める職)にあつ

ては、両議院の議長が協議して定める年齢をいう。に達している者を、両議院の議長が協議して定めるところにより、従前の勤務実績その他の両議院の議長が協議して定める情報に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

2 令和十四年三月三十一日までの間、各本属長は、新国会職員法第四条の二第三項の規定にかかわらず、前条第二項各号に掲げる者のうち、年齢六十五年に到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新国会職員法定年相当年齢に達している者（新国会職員法第四条の二第一項の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、両議院の議長が協議して定めるところにより、従前の勤務実績その他の両議院の議長が協議して定める情報に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前二項の規定により採用された国会職員の任期については、前条第三項の規定を準用する。  
第六条 施行日前に旧国会職員法第十五条の四第一項又は第十五条の五第一項の規定により採用された国会職員（以下この項及び次項において「旧国会職員法再任用職員」という。）のうち、この法律の施行の際現に常時勤務を要する職を占める国会職員は、施行日に、附則第四条第一項の規定により採用されたものとみなす。この場合において、当該採用されたものとみなされる国会職員の任期は、同項の規定にかかわらず、施行日における旧国会職員法再任用職員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

2 旧国会職員法再任用職員のうち、この法律の施行の際現に旧国会職員法第十五条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める国会職員は、施行日に、前条第一項の規定により採用されたものとみなす。この場合において、当該採用されたものとみなされる国会職員の任期は、同項の規定にかかわらず、施行日における旧国会職員法再任用職員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 各本属長は、暫定再任用職員を指定職に昇任し、又は転任することができない。  
4 各本属長は、附則第四条第一項又は前条第一項の規定により採用した国会職員のうち当該国

会職員を昇任し、降任し、又は転任しようとする常時勤務を要する職に係る旧国会職員法第十五条の二第二項に規定する定年（施行日以後に設置された職その他の両議院の議長が協議して定める職にあつては、両議院の議長が協議して定める年齢）に達した国会職員以外の国会職員及び附則第四条第二項又は前条第二項の規定により採用した国会職員のうち当該国会職員を昇任し、降任し、又は転任しようとする常時勤務を要する職に係る新国会職員法第十五条の六第二項に規定する定年に達した国会職員以外の国会職員を、当該常時勤務を要する職に昇任し、降任し、又は転任することができない。

5 前二条の規定が適用される場合における新国会職員法第四条の二第三項の規定の適用については、同項中「経過していない定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは、「経過していない定年前再任用短時間勤務職員、国会職員法及び国家公務員退職手当法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十二号。以下この項において「令和三年国会職員法等改正法」という。）附則第四条第一項又は第五条第一項の規定により採用した国会職員のうち当該国会職員を昇任し、降任し、又は転任しようとする短時間勤務の職に係る旧国会職員法定年相当年齢（短時間勤務の職を占める国会職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとして定められているものとした場合における令和三年国会職員法等改正法第一条の規定による改正前の第十五条の二第二項に規定する定年（令和三年国会職員法等改正法の施行の日以後に設置された職その他の両議院の議長が協議して定める年齢）をいう。）に達している国会職員及び令和三年国会職員法等改正法附則第四条第二項又は第五条第二項の規定により採用した国会職員のうち当該国会職員を昇任し、降任し、又は転任しようとする短時間勤務の職に係る新国会職員法定年相当年齢（短時間勤務の職を占める国会職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における第十五条の六第二項に規定する定年をいう。）に達している国会職員」とする。

6 各本属長は、基準日（前二条の規定が適用される間における各年の四月一日（施行日を除く。）をいう。以下この項において同じ。）から基準日の翌年の三月三十一日までの間、基準日における新国会職員法定年（新国会職員法第十五条の六第二項に規定する定年（短時間勤務の職にあつては、当該短時間勤務の職を占める国会職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における同項に規定する定年）をいう。以下この項において同じ。）が基準日の前日における新国会職員法定年を超える職及びこれに相当する基準日以後に設置された職その他の両議院の議長が協議して定める職（以下この項において「新国会職員法定年引上げ職」という。）に、附則第四条第二項各号に掲げる者のうち基準日の前日において同日における当該新国会職員法定年引上げ職に係る新国会職員法定年に達している者（当該両議院の議長が協議して定める職にあつては、両議院の議長が協議して定める者）を、同項又は前条第二項の規定により採用しようとする場合には、当該者は当該職に係る新国会職員法定年に達しているものとみなして、これらの規定を適用し、新国会職員法定年引上げ職に、附則第四条第二項又は前条第二項の規定により採用された国会職員のうち基準日の前日において同日における当該新国会職員法定年引上げ職に係る新国会職員法定年に達している国会職員（当該両議院の議長が協議して定める職にあつては、両議院の議長が協議して定める国会職員）を、昇任し、降任し、又は転任しようとする場合には、当該国会職員は当該国会職員を昇任し、降任し、又は転任しようとする新国会職員法定年引上げ職に係る新国会職員法定年に達しているものとみなして、第四項の規定及び前項の規定により読み替えて適用する新国会職員法第四条の二第三項の規定を適用する。

7 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新国会職員法第二十八条第二項後段の規定を適用する。この場合において、同項後段中「年齢六十年以上退職者」とあるのは「国会職員法及び国家公務員退職手当法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十二号。以下この項において「令和三年国会職員法等改正法」という。）附則第四条第一項各号若しくは第二項第一号、第二号若しくは第四号に掲げる者となつた日若しくは同項第三号に掲げる者に該当する場合における年齢六十年以上退職

者」と、「同項」とあるのは「前項」と、「又は」とあるのは「又は令和三年国会職員法等改正法第一条の規定による改正前の第十五条の四第一項若しくは第十五条の五第一項の規定により採用されて国会職員として在職していた期間、令和三年国会職員法等改正法附則第四条第一項若しくは第二項若しくは第五条第一項若しくは第二項の規定により採用されて令和三年国会職員法等改正法附則第三条第四項に規定する暫定再任用職員として在職していた期間若しくは」とする。

8 平成十一年十月一日前に新国会職員法第二十八条第二項前段に規定する退職又は先の退職がある暫定再任用職員について、前項の規定により定年前再任用短時間勤務職員とみなして同条第二項後段の規定を適用する場合には、同項後段に規定する引き続く国会職員としての在職期間には、同日前の当該退職又は先の退職の前の国会職員としての在職期間を含まないものとする。

第七條 暫定再任用職員に対する第二条の規定による改正後の国家公務員退職手当法第二条第一項の規定の適用については、同項中「第四十五条の二第一項」とあるのは、「第四十五条の二第一項又は国会職員法及び国家公務員退職手当法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十二号）附則第四条第一項若しくは第二項若しくは第五条第一項若しくは第二項」とする。  
2 短時間勤務の職を占める暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、附則第九条の規定による改正後の国会職員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第八号）第二十条第一項の規定を適用する。  
3 前三条及び前二項に定めるもののほか、暫定再任用職員の任用その他暫定再任用職員に関し必要な事項は、両議院の議長が協議して定める。

（その他の経過措置の両院議長協議決定への委任）  
第八條 附則第三条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、両議院の議長が協議して定める。  
附則（令和四年六月一七日法律第六八号）抄  
（施行期日）

- 
- 1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
- 一 第五百九条の規定 公布の日
- 
- 
- 
- 
-